

平成27年度 第1回大阪府消費者保護審議会 議事録

- 日 時 平成27年9月30日（水）午前10時から
- 場 所 大阪府立労働センター 本館7階709号室
- 出席委員 池田委員、鈴木委員、千葉委員、花田委員、藤本委員、葉袋委員、山本委員、大森委員、岡本委員、柿木委員、中浜委員、中村委員、西委員、金谷委員、児玉委員、高田委員
(計16名)

■会議内容

○事務局より配付資料の確認

○事務局 今回委員改選後の初めての審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局において進行役を務めさせていただきます。

それでは、まず開会に当たりまして、大阪府府民文化部長の大江よりご挨拶申し上げます。

○大江府民文化部長 皆様、おはようございます。大阪府の府民文化部長の大江と申します。消費者行政を担当しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は大変お忙しい中、大阪府消費者保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本審議会の委員の就任をご承諾いただきまして、ありがとうございます。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、この消費者保護審議会でございますが、消費者の保護に関する施策についての重要事項に関する事務を担当する知事の附属機関といたしまして、昭和46年に設置されたものでございます。府庁の中でも、恐らく結構歴史がある、古い審議会じゃないかなと思っておりまして、歴史と伝統のある審議会というふうに私も認識をいたしております。

この審議会は、学識経験者、消費者の代表者、それから事業者の代表者の委員の皆様により構成をされております。委員の皆様におかれましては、消費者行政全般にわたりまして、その施策推進のため積極的なご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

さて、大阪府域におけます消費者からの相談件数につきましては、平成16年度をピークに減少傾向が続いておりましたが、全国と同様に、平成25年度からは増加傾向に転じておりまして、特に高齢者を狙った手口や、社会の発展に応じて情報通信から発するトラブルが増加

するなど、府民の消費生活における問題は多様化、複雑化いたしております。そして、悪質なものも後を絶ちません。こうした中、昨年本審議会におきましてご審議を重ねていただき、答申をいただきましたご意見を踏まえ、本年3月に大阪府の消費者保護条例8条に基づく「大阪府消費者基本計画」を策定したところでございます。大阪府といたしましては、今後この基本計画に基づきまして、引き続き消費者施策を着実かつ効果的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、委員ご就任後、初めての審議会でございますので、会長を選任いただきまして、その後、昨年度の消費者相談の状況や、大阪府消費者施策の取り組み状況につきまして、事務局よりご報告をさせていただきたいと存じております。限られた時間ではございますが、皆様の幅広い視点からご議論賜りまして、今後の取り組みに役立てていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

大変簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日の委員出欠状況についてご報告させていただきます。本部会の委員総数は17名となっております。本日は16名の委員の皆様にご出席をいただいております。大阪府消費者保護審議会規則第5条第2項の規程によります2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、委員名簿に従いまして委員の方々のご紹介をさせていただきます。申しわけありませんが、お名前をご紹介の後、一言いただきますようお願いいたします。

まず、大阪大学大学院高等司法研究科教授の池田委員でございます。

○池田委員 池田です。いつもお世話になっております。

○事務局 続きまして、大阪教育大学教育学部教授の鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 大阪大学大学院高等司法研究科教授の千葉委員でございます。

○千葉委員 千葉でございます。9月1日で阪大に戻っておりまして、それまでは名古屋大学におりました。専門は民法と消費者法ということで、実体法分野のところ専門になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 大阪産業大学大学院人間環境学研究科教授の花田委員でございます。

○花田委員 花田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 京都大学法科大学院法学研究科教授の原田委員でございますけれども、本日はご都合によりご欠席されております。

続きまして、大阪大学大学院高等司法研究科教授の藤本委員でございます。

○藤本委員 藤本でございます。どうぞよろしく願いいたします。専攻は民事手続き法、特に倒産処理法を中心に研究させていただいております。何とぞよろしく願いします。

○事務局 弁護士の薬袋委員でございます。

○薬袋委員 大阪弁護士会所属の薬袋と申します。よろしく願いします。弁護士なので、消費者トラブルなどにかかわってはいますが、高齢者の見守りネットワークなどにつきましても、大阪弁護士会と取り組んでおり、それに参加しております。よろしく願いします。

○事務局 大阪府立大学大学院経済学研究科教授の山本委員でございます。

○山本委員 山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、全大阪消費者団体連絡会事務局次長の大森委員でございます。

○大森委員 大森でございます。2期目になります。よろしく願いいたします。

○事務局 なにわの消費者団体連絡会事務局長の岡本委員でございます。

○岡本委員 岡本孝子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部参与の柿木委員でございます。

○柿木委員 柿木と申します。どうぞよろしく願いいたします。私は堺市の消費生活センターで相談員をしております。よろしく願いいたします。

○事務局 NPO法人関西消費者連合会副理事長の中浜委員でございます。

○中浜委員 中浜です。よろしく願いいたします。

○事務局 大阪府生活協同組合連合会専務理事の中村委員でございます。

○中村委員 中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部支部運営委員会会員活動委員長の西委員でございます。

○西委員 通称NACS（ナックス）の活動委員で活動させていただいております。消費生活センターで相談員をやっております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 公益社団法人消費者関連専門家会議西日本支部理事、金谷委員でございます。

○金谷委員 金谷と申します。よろしく願いいたします。ちょっとややこしい名前になっており、通称、ACAP（エイキャップ）で、企業の消費者担当の横つながりの団体で役員をさせていただいております。よろしく願いします。

○事務局 大阪商工会議所常務理事、事務局長の児玉委員でございます。

○児玉委員 児玉です。よろしくお願いいたします。

○事務局 日本チェーンストア協会関西支部事務局次長の高田委員でございます。

○高田委員 高田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局につきましては、配席図をもって紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして順次議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題の1でございます。会長の選出についてお諮りさせていただきます。

本審議会の会長につきましては、審議会規則第4条第1項に、学識経験者として任命されました委員の方々の中から委員の選挙により定めるとされております。会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 前期におきまして、大阪府の消費者基本計画の答申にご尽力いただきました前会長でもあられます池田辰夫先生にお願いできればと思います。今期は計画に従って、それをどういふふうにフォローしていくかというところが重要な審議事項になっていくのかなと思いますので、適任ではないかと思っておりますので、お願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局 ただいま鈴木委員からご意見があり、池田委員を会長にということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員から賛成の拍手)

○事務局 池田委員、よろしいでしょうか。

(池田委員が同意されたため、会長席へ移動)

○池田会長 引き続き会長ということで推挙いただきました池田でございます。この間、府の当審議会としましては、国のさまざまな法改正の対応ということで、条例改正、それから先ほど大江部長からもご指摘ありましたように、府としては初めての消費者基本計画を策定するという方向での実質的な中身について、しっかりご議論いただいて、結果を知事に答申をさせていただいたということでございました。先ほど歴史がある審議会というお話がありましたが、私も、相当この審議会の重みというのは、徐々に増して、一層強まっているところでございます。今回改めて、皆様方とともに2年間、知事からの委嘱を受けて、しっかりと、

間違いのない方向に府の消費者保護施策を進めていくことができますように微力を尽くしたいと思います。事務局の皆さんともども、ぜひ、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま会長が選任されましたので、今後の進行につきましては池田会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、次第に従いまして、順次進めさせていただきます。

「議題（２）会長代理の指名」についてでございます。この点につきましては、当審議会規則第４条第３項に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されているところでございまして、私のほうから会長代理の指名をさせていただきます。つきましては、既に会長代理をお引き受けいただいた実績のある山本委員に、今期もまたお願いできればというふうに思っておりますが、山本委員、いかがでございでしょうか。

○山本委員 はい、お引き受けいたします。

○池田会長 ありがとうございます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

（山本委員が会長代理席に移動）

それでは、会長代理の指名が終わりましたので、ここで一言山本委員からご挨拶をお願いいたします。

○山本会長代理 ご指名いただきまして、前期に引き続きまして会長代理を務めさせていただきますと思います。

会長には事故のないようお願いしたいと思いますが、私が専門としていますマネジメントシステム、企業の立場から考えて研究をしているわけでございます。GDPの7割がサービス業、それから製造業もこれからサービタイゼーションといいますか、製造業のサービス化という傾向も出てきております。ということで、これまでよりも、よりサービスの品質というものに力を入れて、消費者とのかかわりというものを考えていかなければならない。それが私の今の研究の一つのテーマでもございますけれども、そういった視点で、何かをこの会議で、審議会でお役立ちできることがあればと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続いて議題の（３）でございますが、消費生活苦情審査委員会及び自主行動基準検討部会、

私ども当審議会の中には、この二つの組織がございます。この点につきましては、まず審議会規則第7条第1項によりまして、審議会に設置するとされております消費生活苦情審査委員会につきまして、事務局からまずはお説明いただきます。

(事務局より資料1「消費生活苦情審査委員会について」に基づき概要説明)

○池田会長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この消費生活苦情処理委員会につきまして、審議会規則第7条第2項にございます、「委員会に属する委員等は会長が指名する」。また、同条第3項に、「委員会に委員長を置き、学識経験のある者につき、任命された委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる」という規定がございます。つきましては、大変僭越ですが、私のほうから委員会にご助力いただきます委員の皆様を指名させていただきます。

以下、お名前申し上げます。

まず、千葉委員、それから原田委員、本日は所用にてご欠席と伺っております。それから葉袋委員、岡本委員、西委員、児玉委員、それぞれにぜひお願いできればというふうに思っております。また、恐縮ですけれども、私も前期同様に引き続き所属させていただいたり、委員長の立場でかかわらせていただくことで、継続性を図ってまいりたいと思います。

ご了承いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

(指名された全委員が同意された)

○池田会長 ありがとうございます。

○事務局 事務局です。本日ご欠席の原田委員には苦情審査委員会の委員に指名されたことを事務局からお伝えさせていただきます。

○池田会長 ありがとうございます。次に、審議会規則の第18条に基づく自主行動基準検討部会につきまして、これも事務局よりご説明いただきます。よろしくお祈いします。

(事務局より資料2「自主行動基準検討部会について」に基づき概要説明)

○池田会長 ただいまの説明につきまして、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本部会に所属いただきます委員につきまして、審議会規則第18条第2項に、「部会に属する委員等は会長が指名する」となっております。つきましては、大変僭越ですけれども、私のほうから委員を指名させていただくことといたします。

順次お名前を申し上げます。藤本委員、葉袋委員、柿木委員、金谷委員、それぞれお願いをいたします。

また、同条第3項に「部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる」とされておりますので、部会長につきましては藤本委員にお願いをすることにしたと思います。また、薬袋委員、大変お忙しいというのは重々承知の上で、2つの兼務で重要な組織にご尽力をいただくということでご負担を掛けますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様ご了承いただけますでしょうか。

(指名された全員が同意)

○池田会長 ありがとうございます。それでは、どうぞ皆様今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、議題の(4)の府の消費者施策につきまして、事務局から説明をいただきます。よろしくどうぞ。

(事務局より、資料3「大阪府消費生活センター 平成26年度消費生活相談の概要」、資料4「大阪府内の消費生活相談窓口 平成26年度消費生活相談の概要」、資料5-1「平成27年度大阪府消費者施策の実施状況(平成27年9月)」、資料6-1「大阪府 消費者教育の取組マップ」、資料6-2「大阪府 消費者教育の取組に関する身に付ける能力の考え方イメージマップ(案)」、資料6-3「大阪府 消費者教育の取組に関する身に付ける能力の考え方イメージマップ(案)について」、資料7「高齢者見守りネットワークの推進について」に基づき説明)

○池田会長 以上、事務局よりご説明いただきました。

意見を含むコメントは後ほど各自から言っていただくとしまして、まず、質問がございましたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、席順でまことに恐縮ですが、私から一番遠い高田委員のほうから、きょう16名出席でございますので、一人1分ぐらいをめぐりにコメントをいただければと思います。よろしくお願ひします。

○高田委員 自分にとっては難しいですけれども、余り長い文章とかは読まないものですから、この図面の、今最後に説明いただいた絵なんですけれども。ちょっとやっぱりわかりづらいいのかなと。皆さん、やっぱりよその都道府県の行政にも出ているんですけれども、もうちょっと見やすいやつもあつたりして、説明ばっかりしてはりますので、それは工夫されたいのかなと思います。

○池田会長 児玉委員、どうぞ。

○児玉委員 特にコメントはありませんですけれども、膨大な説明ですので、説明がこういう

網羅的な説明になるのはやむを得ないのかもわかりませんが、もうちょっと絞った話にさせていただいたほうが、我々の意見を言うような内容が、理解しやすいのかなという気はいたします。

以上です。

○金谷委員 こちらのほうの図面のほうを見させていただいて、非常にボリュームがあって、私たちの計画をつくる時に、漏れがないようにということで、縦横漏れがないようにということで考えていきますので、それに合わせて、きちんとまとめていただいたので仕方がないかなとボリュームがあって仕方がなかったかなと。一回はそうやってきちんと、縦横漏れがないように、何をやってたかというということをまとめる必要があると思うので、今回こうやってきちんとまとめていただいたことで、全部掘り起こしができたというか、大阪府がやっていたことが、掘り起こしをやっていて確認ができたということでは大変よかったのではないかなと思っています。ただ、これを、来年度もこういうふうな形でまとめていくのであれば、再掲がすごく多かったのも、もう少し絞った形でまとめていけば、初めて聞かれる方でも、もう少しわかりやすかったのではないかなと思うんですが、あと今回は、一回こうきちんとまとめるという意味では必要だったのではないかなというふうに思います。

○西委員 今日こうやって、ここに来ましたときに、こう机の上に重ねて、分厚く置いてありまして、ちょっとびっくりしたんですけども。今ご説明いただいて、大阪府として、こういう活動されている。こういうふうにこれから計画をして遂行していこうとされているというのはわかったんです。先ほどおっしゃったのと重複してしまうんですけども、やはりこれからはちょっと絞った取り組みというか、まとめ方というのを。もうちょっとわかりやすい状態でまとめていただけたらありがたいかなというふうに思います。

以上です。

○中村委員 私もすごい膨大なまとめ方で大変やったと思います。ご苦労さまでした。

先ほども言われてたように、やっぱり再掲の部分が多いので、そこをどうしていくかというのは今後の課題になるのかなというふうに思います。

それと、あとイメージマップのところでの表現のところが、例えば、成人期の成人一般のところ、危険の少ない消費生活を実践しようとかっていう表現が、危険の少ないというようなこと、一般的に言うのかなというふうなところも含めて、ちょっと思ったところがありました。

以上でございます。

○中浜委員 とても本当にたくさんの資料をご説明いただきまして、ありがとうございました。

その中でも、やはり消費者教育、高齢者の見守りに関する事業が多く、説明を急がれた印象があるんですけども。私たちの団体は昭和37年から消費者相談させていただいております。やはり、今青少年が被害者になったり、あるいは加害者になるというケースが多ございますので、何度も言うておりますように、やはり幼児期からの消費者教育というのがとても重要なことになってきているだろうと思います。

あと、やっぱり高齢者ということですけども、高齢者被害、本当にここ十年相談を受けてる側にとったら件数が多いです。判断力も乏しい中、やはりおばあちゃん、おじいちゃんはとても寂しくて、優しく声をかけていただくというところで、やはり契約をされるのではないかなと思うんですけども。消費者契約法ができて、やはり法律の抜け道というのはつくってはならないと思うので、弱い立場につけ込んだ契約というのはとても多ございますので、そんな中での取り消しとクーリング・オフなんかはスムーズにできるような法的な手段をお取りいただければなと思いました。

以上です。

○柿木委員 今回参加させていただきまして、いろいろお話をお伺いした中で、私どものほうの協会も見守りの方たちへの講座というのは大変重要なことと思ひまして、自主的にやっていることもあるんですけども、見守っていただいている方というのはとにかく忙しいです。なかなかお集まりになるということは難しいんですが、今回この中で、大阪府内のほうで20回見守りの方にも講座をしていただいておりますけれども、府内広いので、どういう形でしていただいているのかということが質問なんですけれども。ぜひ、行政のほうの主體的になっていただいて、市町村や地域包括とか、そういう方々が集まっていたときに、また一緒にタイアップでしていただいたらいいのかなと思うことがあります。

それから、これを見させていただいておまして、事業状況とか、実施状況の中で、消費者部門というのは、いろんな部署からされると思うんですけども。その中でも、消費生活センターがそのほかの部署とどういう連携をとられてしていただいているというようなことも一緒に書いていただいたら、例えば、宅地建物取引とかでしたら、建築振興課になっていきますけれども、そこで消費生活センターもどのかかわるとかということも、この表の中に書いていただいたら、もっとわかりやすいのかなと思います。

それから、消費者教育の部門なんですけれども、消費者庁がつくられましたイメージマップと比べますと、今回大阪府のほうがお書きになったのは、消費者市民社会の構築とか、そ

れから自立した消費者の育成の表が全く逆になっていると思うんですが、それはわざわざ逆にされたのはどういうところなのかなというのと、それから、この表、6-2なんかを見ましても、横軸の幼児期とか、小学生期とかはそのままなんですけれども、縦軸の商品の安全のところを横に見ていきますと、特に高齢者のところなんかを見ますと、そこに安全のところが抜けていて、支え合いながらトラブルの解決とかいうのは、これ一個下のルールや約束のところに入ってくると思うんですが、横軸がばらばらになっているのはとてもわかりにくくて、それであれば、もう大阪府がこの中で大切なことを3つとされるのであれば、消費者庁がつくられた表の中で、大阪府が特に重点的にする項目を何か赤字で説明されるか何かのほうがりわかりやすいんじゃないかというふうに思うんです。消費者教育というのを、消費者教育推進法ができましたのも、やはり自立した消費者、これから環境のことも考えて、自分で選んでいって考えていける消費者の手助けを教育の中でしていこうという中で、親や先生の言うことをよく聞こうというスローガンって、何かちょっと違うのかなと感じましたので、その辺のところはどのように考えて3つを選ばれたのかなということも感じました。

高齢者なんかも同じ、支え合いながらというのとか、契約とかっていうのがすごい大切なことなんですけれども、私たちの思うのは、やはり高齢者になると、特に安全のことで、暮らしの中で危険というのが大変ある中で、それを取ってしまわれているというのはどういう判断に基づいてされたのかなというところは大変疑問に思いました。

以上です。

○岡本委員 感想からですけれども、いろんな部署で消費者施策をされているということを改めて思いました。

ここの特に消費者教育の取り組みに関するところですが、この小学生期というところが、1年生から6年生まで。これを一くくりはちょっと無謀だなと、やっぱり小学校3年生ぐらいまでと、高学年というのは随分と生活なんかも違ってまいりますし、あわせて、家庭というところでの教育なんですけれども、この家庭で教育ができていないので、子どもたちも被害に遭うと。家庭の親を、どう消費者教育をさせていくか、していただくかというところも一つ問題があるのではないかなと思いました。

それから、高齢者の被害が多いというところですが、家に閉じこもってしまいがちな高齢者が非常に被害に遭うように思うんですね。ここのところは、福祉のところとあわせて、高齢者に居場所づくりというようなところを考えていき、連携していきながら、少し高齢者被害のところを考えていかれてもいいのではないかなと思います。

特に大学生になってすぐに、いろんなマルチだとか、クレジットカードの加入だとかって、いうところが非常に被害が増えてまいりますので、この大学生のところをどうしていくのかなというのも個人的に感想を持ちました。

以上です。

○池田会長 それでは、鈴木委員。

○鈴木委員 膨大な情報をコンパクトに整理するのは本当に大変なことだと思いますけれども、今後、その成果もよく見えるような形で、ぜひとも整理のほうもバージョンアップしていただければという気持ちも、私も思いました。

取組状況のところ、実施ですよ。実施のところはちょっと拝見しまして、どうしても私は立場上、消費者教育のところが気になるんですけれども。

特別支援学校に対する取組が、非常に本旨として見えてきていないなというのが気になったところです。

それと、岡本委員もおっしゃったように、大学・専門学校のあたりも、そこを取り出して、例えば、担い手育成で何をしているのかというあたりが、やはりまだ今後の伸び代がたくさんありそうだなという印象を持っております。

イメージマップは、これからいろいろな方々から意見をいただきながら、完成形にもっていかれると思うんですけれども、ぱっと見たところ、持続可能な消費のところ、環境に対する取り組みは中学生までがごそっと抜けているように思われますので、やはりこれは子どもの頃からのいろいろな実践を重ねていく中で成果が生まれてくる部分でもあると思いますし、ライフスタイルにつながる価値の形成というのは、やはり高校、大学になってからではなくて、もっと子どものころからの全面的な取り組みが必要なことだと思いますので、ここには何らかのイメージマップの文字が入らないといけないのではないかなと思ったところです。

以上です。

○千葉委員 私のほうからは、まず膨大な府政の消費者関係の情報をこうやって集約されたことに対しては賛意を表したいというふうに思います。

ただ問題は、このさまざまな事業のところ、消費者という観点から、横串を入れていくときに、視点が実ははっきりしていないのではないかなというふうに思います。一応お聞きしたところでは、4のところ、1、2、3、4という大きい数字がありますが、ここを見ますと、包括的に見ますと、紛争があって、保護しないとならない消費者がいて、それからもう一つは、消費者は自立しなければならないというのが2つの観点があって、保

護する人に対しては相談業務ですね。いつでも相談できるような体制や、その質を確保するというようになっていて、自立に対しては支援するという点で関わっていかうというふうな多分構図になっているというふうに思うんですけども。今回策定された消費者基本計画ですね。この大阪府の消費者基本計画のところ、初めにも書いてありますが、この計画自体は、「消費者の権利の確立及びその自立の支援」ということになっていて、保護という観点ではなくて、消費者の権利の確立という観点から、まずまとめる必要があるということで、これは、消費者基本法のほうで、理念というところで大きく変わっているところから、この観点から府政のところの基本計画にも言葉が出てきているけれども、現在のまとめでは、まだその、特に消費者の権利の確立という観点からの横串は入っていないのではないかとこのように思います。

それから、もう一点ですが、先ほど、権利の確立という形でまとめるとしても、権利の確立と自立という問題がこの全体像の中でどういうふうにまとめられているのかというのがわかりづらいというふうに思います。言葉としては、消費者市民社会というものを実現するために、この審議会があり、そのためにいろんな活動をするということだと思っておりますけれども、消費者市民社会の実現というのは、なぜ必要で、なぜそのために行政が一定の役割を果たさなければならないのかという点から、やはりまとめる必要があるだろうと思います。そのことが典型的にあらわれているのが、消費者教育のところでありまして、ちょっとざっくりと言いますと、消費者はみんな賢くなりましょう。そのためには、皆さんは知識が不足しているから、知識を身につけましょう。小さいときから知識を身につけましょう。年寄りになっても、現代の社会にマッチングできるように、知識を身につけましょうという、こういうメッセージになっていると思うんですが、果たしてこれでいいのかというふうに思います。特に、消費者市民社会の中で、消費者が果たす役割ということをしかりと、まず、それぞれが自覚して、実は消費者がちゃんと商品やサービスを選択すると、良い事業者を選択することになって、全体としての社会の効用が高まるというのが、実は消費者市民社会の意味ですから、このことを念頭に置いて、教育でもなぜそうしなければならないのかということをお話をしないと始まらないのではないかとこのように思います。

ざっくりした話をしますと、勉強をすることは学生は嫌いです、はっきり言って。知識を上から目線で押しつけても絶対賢くなりません。どうして君にとって必要なのかという視線が、消費者教育の中で必要になってくるんじゃないかとこのように思います。

以上、簡単なコメントをさせていただきました。

○花田委員 まず、まとめていただいたこと、ありがとうございました。

3点申し上げたいというふうに思います。

まず1点目、先ほどから出ていますが、私も持続可能な消費の実践というところがちょっと弱いというふうに感じております。小学校を一くくりというのは、やはり無理がある。

「おおさか環境科」という副読本を今監修しているんですけれども。その中でも、小学校も2つに分けます。3、4、5、6で分けますし、それから中学校ということになりますので、少しそういう部分、丁寧にみていく必要があるかなというふうに思いました。これが1点目です。

2点目ですが、資料5-1で、実施状況というのをご説明いただきました。例えばなんですけど、小学校に行きますとか、見守りの方対象の講座をしますとか、高齢者の集まりに出かけて行きますと、こういうのは行くということですので、ちゃんとそこにいらっしゃるわけなんですけれども。例えば、資料5-1の10ページの一番下に、事業者に対する関係法令の説明会の実施。これどのように呼びかけていらっしゃるかということとか。それから、15ページに、若者向けウェブサイトの運営というところで、アクセス件数が6,282という延べなんですけれども。これも余り多くないということを考えますと、その実施の仕方、それから周知の方法というのがとても大切になってくると思います。ですから、そのあたりを少し重点的に考えていかれるといいのかなと思います。この実施状況、今お聞きして、これから多分ここで判断をしていくっていう、これでいいのかなというふうに判断していくことになると思うんですが、そのときに、この予算の配分がどうなっているかということも影響してくると思います。そのあたりも、少し見やすいように、今後していただけたらとてもうれしいと思いました。

最後の1点ですが、資料の6-2で、例えば、消費者市民社会の構築の一番下、消費者の参画・協働というところ、ここに出てくるのが、例えば、幼児期でしたら、幼稚園や保育園と家庭というように、そういう形のまとめ方なんですけど、消費者の参画・協働というのは、決してそういうことではなくて、先ほどおっしゃっていただいたように、消費者が事業者を変えていって、社会を変えていく。そういう流れを見せていかないといけないので、その点では、この消費者の参画・協働というところも、ほとんど書かれてないのと一緒なんです。このままだと。ですから、少しそのあたりを丁寧に書いていただくということをしていただけたらありがたいと思いました。

以上です。

○藤本委員 私のほうも、特に提言できるようなことは何もないんですけども。まずは、詳細に実施状況等を説明いただきまして、感謝申し上げたいと思います。このように、非常に懇切に精密に行政が一般の市民の生活にかかわっているということで、安心して暮らしている社会が実現している、その根っここのようなところが見えたような気がいたします。そういう意味では、非常に、私も従来不勉強で、この分野に関しましては勉強させていただき、ありがとうございました。

10年ほど前、もう少し前ですけども、アメリカでクラスアクションを専門にやっている消費者団体の弁護士の方にインタビューしたことがあったんですけども、そのときには、かなりその団体というのは、70年代から80年代にかけて、消費者クラスアクションを相当数手がけた有名な機関であったので、クラスアクションについていろいろ教えてもらえると思って行ったんですけども、実際に行ったときに、何を言われたかという、「最近やってません」という話をして、「何をやってはるんですか、最近」と言うと、いきなり雑誌を渡されて、「これです」と言われて、雑誌って何やろうと思っていったら、例えば、その商品についての安全情報等、非常にわかりやすい形の雑誌。これを配っております。つまり、その消費者に対する教育と啓蒙。こっちのほう为消费者のためにもなるし、社会のためにもなる、というようなことをおっしゃっていただいた。勉強にはなったんですけども、当初の目的からは思っきり空振りをしたという経験があったんですけども。そういう意味では、消費者教育というのを非常に丹念に掲げられておられるというのは、その方向性としては間違っていないだというふうに思っています。

その中でも、特に印象深かったのは、金融教育ですね。世の中お金の使い方が、今後なお一層複雑になっていくと思いますので、それをそれぞれのライフステージに合わせて、どういうふうに周知徹底していくかというのは、これは難しい問題だろうなというふうに感じております。

今後、どういう形で展開していくかということについては、どの程度、私が貢献できるのかわからないですけども、より良いものをつくっていくことをサポートできたらなというふうに思っております。

雑駁ですが、私のほうからは以上です。

○葉袋委員 まず、相談の概要のほうについて思ったことなのですが、これ、各都道府県、毎年やっておられるという関係で、これを見たときに、傾向がわかるのですが、それに対して、どういう方向性で重点的に対応していくのかというのが、なかなかはっきりしないところが

あるような気がしております。相談というのは、地道にずっと毎日のようにやっていただくことなんですが、そこからどういう施策につなげていくのかというのが、この場で議論するのはわからないのですが、そういうことができるとうい消費者施策になるかなと思います。

それから、基本計画ができて、今回、実施状況を精密に整理していただいたんですが、これを今後どう評価して、さらにどういう方向性を持って消費者政策につなげていくのかというところが、これからの作業になろうかなというふうに思いながら聞いておりました。

その中で、少し視点が違うのですが、実施状況の前のほうのページで、4ページに担当部課別事業一覧というのがあるのですが、この担当部課のいろいろなところで、いろいろな消費者政策にかかわることをやっておられるというのがよくわかるページだったのですが、そここの審議会、あるいは消費生活センターが、どういう連携を持って、かかわり合いを持ってやっていくのかなというようところが、今後もう少しわかればなど。

実は、大阪府警本部に行きまして、迷惑電話チェッカーの施策とかのお話も伺ってきたりしているのですが、そこで消費生活センターとどういう連携をしていくのかという視点がもう少しあったらより良いなというふうに思った記憶がありましたので、それはほかのいろいろな部署でいろいろな施策をやっておられる関係で、同じようにできるところもあるかもしれないし、今後課題があるところもあるかもしれないので、連携のあり方をどうやっていくのかなということが、今後もし、より積極的にわかればよい、あるいは実施できたらよいなというふうには思っております。

以上です。

○大森委員 もう時間もないので、端的に。

本当に作業が、大変な作業をしていただいて、本当に感謝申し上げたいと思います。

その上で、やっぱり計画づくりの中には、やはり盛り込むのは無理だということになったわけですけれども、その年度年度で、やはり少なくともセンターとしては、今年度はここを、たくさんの中でもここを力入れてやりたいんですとか、ここは新規でやっぱり取り組んでるんですみたいなところは、年度年度でご報告いただいて、ということではできないのかなというふうに、ひとつは思います。それで、そこを重点にしようとかいうようなことは、この審議会の中で議論できるのではないのかなということです。

消費者教育のところで、私が感じたのは、これは大阪府がどういうことをやるのかということで、今やっておられることを整理されて、イメージマップも使われているところだと思うんですけれども。それは、大阪府としてはこういうふうに行っているんだという視点は、

それはそれで大事なことなのでいいことだと思うんですけども。この消費者教育にかかわっていく人っていうのは、本当に消費者一人一人であったり、消費者団体であったり、事業者の皆さんであったり、教育関係の皆さんであったり、大学関係、その担い手が、ここにどうかかわっていくのかっていう部分は、本当にこれから、ここでは何もいわば語られていないということなんだと思うんですね。そういう部分も含めて、本来であれば、そのイメージマップを少し練り上げるような作業を、本当はすべきではないのかなと。それをするのが消費者教育の推進協議会っていうのは、本当はそういうところをつくって、年度内に、何回か議論をして、それをつくっていくというなのが、本当はいいのではないのかなとは思いますが、予算や時間の関係でできないのかもしれませんが、可能な範囲で、そういう形で案をつくってあげていただいて、このイメージマップそのものも大阪府がやることだけを整理することにとどめるものなのか、府民全体で、こういうことを進めていくんですよということを提示するマップなのか、そのあたりの性格をどういうふうにするのかなというのはちょっと思うところです。

以上でございます。

○山本会長代理 委員の皆さんがおっしゃったとおりだと思うんですけども。今回、少し質問もあって、この実施状況の中で、この予算という欄がありますよね。ここに26年度予算、最終金額と、それから27年度の当初予算、金額が入っているのと入っていないのがある。まず、これがどういうことなのかというのは、ちょっとお聞きしたいんですけどもね。予算がなくてもできる事業なのかと。それが含まれているのか。この「・・・」というのは一体何なのかというのを教えていただきたいというのが質問としてあるんですけども。

大阪府が、各部局それぞれ行っている事業。これを消費者施策という形で体系化されて、こういった資料にまとめられたわけですけども、この条例が改正されて、法律条例ですね。この消費者基本計画の昨年度でありますから、この3月にまとめた。この中で、もう既にこの折り込み済みの各部局が実施する施策というのが含まれているといえ、そうなんですよけれども。新たにこの基本計画を策定した以上は、従来実施されてなかった事業というのは当然あるはずなので、つまり、ここで、表の中で新規事業なのか、あるいは過去やられてた事業をただ単にといたら、ちょっと言葉悪いですけども体系づけただけなのか。そのあたりがわかりにくかったんですね。ですから、新たな基本計画に応じた新規の事業というのが、各部局にどうかかわって新たな施策というものが生み出されていくのかと。それを推進するのが、この審議会が管轄してます、この府民文化部の消費生活センターを中心とした、

こういった活動だと思うんですね。そのあたりが、この体系した事業一覧だけでは見えなかったというように見えて、まだ十分見えていませんので、そのあたり、もう少し明確にしていいただければと思います。

すみません、最初の質問になるんですが、この数値が入っているのと入っていないの、これは一体なぜなんですか。

○池田会長 すみません、時間がないので簡単に。

○事務局 案分して表示できる事業と、案分して、消費者向けの部分は、これだけですと、できないものがございまして、それ以外は、例えば、予算がいない部分はゼロとかいう数字で記載して書いている部分もあるかと思えます。

○池田会長 どうも皆さんありがとうございます。

課題は山積だということで、今後とも皆さんのご活躍期待しているというところに落ちつこうかと思えますけれども。

大変厳しいご指摘から、貴重なコメント、本当にありがとうございました。

ちょっと私から、委員の立場で悪いんですが、2点だけちょっと項目だけ申し上げます。

選挙権が18歳になります。そのこととの絡みで、将来的に民法改正で、成年が18歳という形になることもあります関係で、この多分イメージマップも、大学の学生に対する教育も重要ですが、さらに前倒して、高校教育を何とかしなきゃいけない。特に契約リスク、このあたりはしっかり教え込まないと大変なことになるというふうに思います。これが1点。

もう一点は、ドイツの消費センターを訪問しリサーチしたときに感じたんですが、再生可能エネルギーの全体を含めて、そのあたりもセンター、消費者行政の役割になっていますので、このあたりも、やはり我々として真剣に受けとめる必要があるなというふうに思いました。

以上、もう完全に時間が来ておりますので、まだまだご指摘等いただくところかと思えますが、この程度で本日は終えたいと思います。

なお、早期開催につきまして、大変ご尽力をいただき、また先生方、日程の調整、本当に難しいところをご配慮いただきまして、改めて厚く厚く御礼を申し上げます。

(ここで説明ができていなかった、資料7「高齢者見守りネットワークの推進について」を事務局より説明)

○池田会長 ありがとうございます。

最後のところ、コンビニとの連携。これはもうニュースで皆さんご存じのところ。これに見守り、消費者施策が絡んでいるところでございます。

議題、(5) その他、これはもうないということによろしいですね。

それでは、私のほうはこれで終え、事務局のほうにバトンタッチいたします。

○事務局 長時間ありがとうございました。説明のほうが長くなってしまいまして大変失礼いたしました。

第1回目ということもございまして、委員の方からもございましたように、前回つくった計画、これがどうなっているのだということを平たくご説明すべきであろうということで、説明が長くなり、その点は大変申しわけございません。

次回からは、もう少しポイントを絞って説明していきたいと考えております。

また、今回のご意見につきましては、また私どもとしても検討していきたいと思っております。

イメージマップについては、小学生期を分けるであるとか、そういった消費者市民社会のところをもう少し改正すべきだ等いろいろとご意見をいただきましたので、ブラッシュアップしていきたいと思っております。

表につきましては、何故、国と逆になってるんだというご意見がありました。国のほうは理念から入っているのですけれども、我々はやっぱり自立した消費者、ここから消費者市民社会につなげていこうということで、基本計画もその流れになっていますので、この形にしているということでございます。

あと、各部局との連携は、全般的に消費者教育、消費者問題については、こういった形でご意見も伺っておりますので、いただいたご意見も、庁内の推進本部会議がございまして、その幹事会で各部局にお伝えしたり、ご質問したりして、連携をとっていききたいと思います。それぞれの部局でやっておられる事業については部局で責任を持ってやっておられますので、情報等をお伝えして、施策に反映していただければと思います。

消費者教育をどうしていくんだということについては、この消費者マップにつきましては、スローガンのようなもので、ここに個別事業を記載しているわけではありません。その点がわかりにくかったかもしれません。例えば、消費者教育が大事だということについては、また、消費者市民社会についても、基本的には啓発をする際に、そういった視点を入れていくとか、具体的にはそういうことになっていくと思っております。基本的なところは示しているのですけれど

ども、具体的にそれをどう入れ込んでいくか、個別の事業でどうそれを具体化していくかということだと思いますので、その辺については、今後、いただいたご意見を我々としても体言化していくということになってこようかと思います。いろいろとご意見いただきましたので、特にマップについては、今後もブラッシュアップしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。